

公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年8月9日

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による許可の取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

3 処分をした年月日、許可番号、商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者氏名及び取り消した許可

※ 処分をした年月日時点の状況を記載しています。

	処分をした年月日	許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	全部廃業 又は一部 廃業	取り消した許可
1	令和1年6月25日	東京都知事許可 (特-29) 第 136572 号	テクノエフアンドシー(株)	佐藤 智	杉並区高井戸東2-4-5	一部廃業	特定建設業許可(土木工事業 舗装工事業)